

お申込みにあたり、必ずお読みください。

令和元年度 夏休みにおける児童クラブの登録申請について

▼申込期日および時間

令和元年5月21日（火）～令和元年6月20日（木）まで（土・日・祝は除く）
午前8時30分～午後5時15分

▼申込場所

市役所児童課（図書館棟3階）

※市役所児童課へ提出できない場合は、開所中の児童クラブに提出してください。

午後2時～午後6時30分（土・日・祝は除く）

▼申込方法

夏休み児童クラブ登録申請書に必要事項を記入し、父母のうち帰宅時間が早い方の雇用証明書（自営証明書等）を添えて申請してください。

▼対象児童

市内の小学校に在籍する1年生から6年生までの児童で次のいずれかに該当すること

- ①母子または父子家庭で母または父が居宅外で労働している児童
- ②両親双方が居宅外で労働している児童
- ③その他市長が必要と認めた児童

▼実施予定施設（詳しくはホームページにて掲載します。）

| |
|-------------------------------|
| 日の出第一・第二児童クラブ（ひので子育て支援センター西側） |
| 桜第一・第二児童クラブ（桜小学校敷地内） |
| 白鳥児童クラブ（白鳥コミュニティーセンター内） |
| 栄南児童クラブ（栄南児童館内） |
| 十四山東部児童クラブ（十四山公民館内） |
| 十四山西部児童クラブ（十四山西部小学校敷地内） |

※実施施設は今後変更になる場合があります。

（注）よくお読みください

※定員を超える場合は、ご希望の児童クラブに入れないことがあります。

※ご希望の児童クラブを申請書に第一希望から第三希望まで記入することができます。（ただし通所可能な範囲内で記入し、希望がない場合は空欄のまま提出してください。）記入していただいたクラブから審査のうえ、決定いたします。

◇申請後にその申請を取り下げたい場合は、辞退届を6月28日までに児童課へ提出してください。6月28日を過ぎると、夏休み利用料が発生します。

▼実施（夏休み）期間

7月21日（日）～8月31日（土）まで（日曜・祝日は休み）

▼実施時間

午前8時～午後6時30分

※このうち家庭で児童をみることができない日・時間にご利用いただけます。

▼利用料他

利用料10,000円＋おやつ代1,500円（十四山東部児童クラブは利用料のみ）

※日割りではありませんのでご了承ください。

※「児童クラブ利用料減免申請書」の要件に該当する方は、利用料の減免を受けることができます。申請書の記入が必要となります。希望される方はお申し出ください。

（申請書には印鑑が必要です）

▼その他

◇利用決定は、先着順ではありません。市が定めた優先順位に従って決定します。

◇承諾・不承諾通知は7月上旬に郵送します。6月28日以降の辞退に関しては夏休み利用料が発生しますので、ご注意ください。

◇夏休み期間中、児童の送迎は保護者の責任でお願いします。

◇昼食とお茶は各自で用意してください。なお、暑い時期ですので、傷みやすいものは避けるなど細心の注意をしてください。

◇おやつは児童クラブで用意します。（食物アレルギーのある人および十四山東部児童クラブを除く。）

◇必ず午後6時30分までにお迎えに来てください。

※ 児童クラブは集団生活です。きまりを守り、お互いに気持ちよく過ごせるようご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

弥富市役所児童課 子育て支援G

電話 65-1111（内線153）